

〈定期刊行物レビュー〉

保 険

○オランダの医療保険【前編】－民間保険会社が運営する新しい健康保険制度－

(須藤 康夫)

(MS&AD 基礎研 REVIEW 第11号 2012.3 : MS&AD 基礎研究所)

本稿は、オランダの医療保険制度を紹介するオランダ厚生・福祉・スポーツ省がまとめた「オランダの医療保険」の翻訳であり、前・後編に分かれるうちの前編である。

筆者は、同書の翻訳にあたって、わが国の社会保障と税の一体改革で消費税増税を社会保障制度の財源としたことに関連し、医療保険の財源を保険料でなく、税で賄うことは医療費の負担感や適正支払意識の希薄化を招くとその問題点を指摘している。

オランダの医療保険制度は、公的医療保険の運営を民間保険会社に委託することにより、民間保険会社における事業費の削減と医療費支払の適正化による保険料の低廉化に向けた競争とともに、保険会社や利用者の支持を得るための医療機関による事業の効率化と医療サービスの品質向上の競争を目指している。医療費の高騰と人口の高齢化による医療保険財政の悪化が問題となる中で、オランダの例は、今後の医療保険制度のヒントを与えるものであると、翻訳の意義を説明している。

本稿では、オランダの医療保険制度の背景・経緯、加入義務、保険会社の管理・運営、医療保険契約と医療サービス提供義務、現物給付方式と費用償還方式の組合せ、政府と保険会社・医療サービス提供者の機能分担、保険給付内容、政府補助金、財源、リスク調整の仕組、運営の監督態勢、紛争解決の仕組などを説明している。

○保険市場における国家の関与

(sigma 2011年第3号 : スイス再保険会社)

各国の政府が民間保険に関与する形態には、規制の枠組設定、一部商品の積極的な引受、ある種の保険の強制適用、最後の保険者としての事故発生後の対応などがあり、国や保険種目等によって大きく異なっている。

大手再保険会社のスイス再保険が発行するシグマ (sigma) 2011年第3号では、国が民間保険会社の技術と成長しつつあるリスク引受能力を活用する機会は存在し、リスクを効率的に配分し、真に民間では引受不能な部分だけを国がリスク負担することが可能であるとしている。本調査レポートでは、米国、イギリス、ドイツ、スイス、日本、イタリアおよびオーストラリアなどを取り上げ、主に損害保険種目に焦点を絞って、歴史的な全体像、国が提供する保険、国が強制化している民間カバー、損害の緩和と被災後の資金調達に国が保険を活用する方法、衝撃度の強いリスクに対して民間保険を拡大適用するための最近の官民連携プログラム、小規模自治体による保険の利用、さらに民間と政府が連携を深める機会について紹介している。

○損害保険会社の海外事業展開（野村 秀明）

（保険学雑誌 第 616 号 2012.3：日本保険学会）

近年、損害保険会社の海外事業は拡大しており、わが国の大手損害保険会社 3 社の収入保険料に占める海外での収入割合は 2007 年度の 8.3%から 2012 年度は 14.6%となる見込である。

本稿では、大手損害保険会社 3 社の世界各国での事業状況や海外での事業展開について、1980 年代に海外進出した日系企業の現地リスクの引受段階から、1990 年の東アジア等の新興国の経済成長を中心とした海外現地市場の拡大に伴う現地企業および個人のリスク引受への進展、2000 年代以降の M&A を活用した積極的な現地市場への参入などの歴史を概観するとともに、その海外進出の背景には、1996 年以降減少傾向にあるわが国の損害保険元受保険料やアジアをはじめとする新興国の近年の急成長があるとの考察を行っている。さらには、海外事業展開に伴い、引受リスクの地域的な分散、顧客層の分散および事業ポートフォリオの分散が進み、ポートフォリオの安定化が図れるという利点も生じてきていることが述べられている。

最後に損害保険会社の海外事業展開における今後の課題として、現地事情に合わせた商品開発、マーケティング、リスク管理・ガバナンス態勢の強化および現地スタッフの人材活用の 3 点をあげ、損保会社は海外進出に伴うこれらの課題および新たな課題に積極的に取り組みながら、今後益々海外展開を活発化させるのではないかと結んでいる。

銀 行

○会社法制の見直しに関する実務上の検討課題（仁科 秀隆）

（金融 2012.2：全国銀行協会）

仁科氏は弁護士であり、本稿は 2011 年 12 月 22 日に全国銀行協会で開催された同氏の講演会の一部要旨を掲載したものである。本稿では 2011 年 12 月に公表された「会社法制の見直しに関する中間試案」（以下「中間試案」）がそのまま法制化された場合を想定し、銀行業界における実務上の検討課題について説明されている。

まず、中間試案第 1 部の「企業統治の在り方」に関しては、取締役会の監督機能、監査役の監督機能、資金調達の場合における企業統治の 3 点を取り上げられている。例えば取締役会の監督機能では、一定規模以上の会社に社外取締役の選任が義務づけられた場合、実務上最も困難な問題は人の確保であり、さらにこれに社外性の要件が加わり親子会社間での社外取締役の兼任が認められなくなれば、人の確保は一層困難になると説明している。

また、中間試案第 2 部の「親子関係に関する規律」に関しては、親会社株主の保護、子会社少数株主の保護（親会社等の責任）、組織再編関係などが取り上げられている。

例えば、子会社の役員などに対する株主代表訴訟を起こすことを親会社株主に認める多重代表訴訟制度が新たに導入された場合、これまでのような持株会社の役員または銀行本体の役員だけでなく子会社の役員も代表訴訟の被告となりうる。したがって代表訴訟の対象になりそうな比較的規模の大きい子会社の役員に対しては、D&O 保険に加入させることを検討すべきだと説明した。

最後に中間試案第3部の「その他」に規定されている、公開買付けの規制に違反して株式を取得した者の議決権行使の差止に触れ、実務上かなり厳しい規定との認識を示している。仮にこの規定が法制化されて公開買付けの規制に違反した株式取得者が議決権を行使できなくなった場合、相対的に銀行の議決権比率が跳ね上がることになる。その場合、独占禁止法で銀行に課せられている5%ルールに抵触する可能性が出てくるため、その点を考慮した制度にすべきとの考えを述べて締めくくっている。

○日本版 ESOP の最近の動向について（坂根 将太）

（信託 249号 2012.2：信託協会）

本稿は、従業員の福利厚生や勤労意欲の向上を目的としたインセンティブ・プランの一つである ESOP（Employee Stock Ownership Plan）のスキームの概要と最近の動向を紹介したものである。

本稿によると、日本版 ESOP は、米国で普及している ESOP という企業が自社株式を従業員に分配するスキームを参考にして設計されており、日本版 ESOP を導入する企業は 120 社を超えている。

日本版 ESOP は、信託などの器を用いるスキームとなっており、大別すると「株式給付型」と「従業員持株会発展型」の2つのスキームがある。筆者はまずこの2つのスキームの仕組みを解説している。

つぎに、日本版 ESOP の意義として、インセンティブによる企業競争力の強化が図られることを、従来のストック・オプションとの比較を交え、説明している。また、ESOP の導入によりコーポレート・ガバナンスの強化や株式市場の活性化が期待される、としている。

さらに筆者は、日本版 ESOP に関連する法制、会計、金融規制などの環境整備について解説し、最後に日本版 ESOP 導入により株式を活用した報酬制度全体の整備が期待され、株式に対する理解を深めるきっかけにもなる、等と本稿を結んでいる。

証 券

○米国の OTC デリバティブ規制改革—改革の全体像と課題—（磯部 昌吾）

（野村資本市場クォーターリー 2012年冬号：野村資本市場研究所）

本稿は、OTC デリバティブ（OTC は Over The Counter の略であり、デリバティ

ブすなわち金融派生商品を証券取引所を通さず相対で取引することを指す) 規制改革の全体像と課題について考察している。

まず、米国で 2010 年 7 月に成立したドッド・フランク法（金融規制改革法）において、OTC デリバティブに対し様々な規制を課すこととなった背景として、金融危機により、取引相手方の信用リスクが高まり流動性収縮が発生したほか、市場の透明性の低さが問題視されたこと等を挙げている。

次に、OTC デリバティブ規制改革の具体的な内容について、取引相手方の信用リスクを低下させるために、OTC デリバティブ取引に清算機関を通じた清算を義務付ける一方、清算されない場合には、証拠金の差し入れを義務付けることで清算機関での清算を促すこと等について説明している。

さらに、ドッド・フランク法の実施に向けた当局の規則策定は、当初の期限よりも遅れ難航していること、ドッド・フランク法は米国外にも適用される可能性があり、国際的な調整が必要な内容も多いことから、市場に与える影響は不透明であること等の課題を指摘している。

最後に、ドッド・フランク法の域外適用の内容次第では、日本の金融機関や投資家にも直接影響が及ぶ可能性があり、今後も十分に注視していく必要があると結んでいる。

○日米比較を踏まえた本邦証券会社の課題と展望（大木 剛）

（月刊資本市場 通巻 318 号 2012.2：資本市場研究会）

本稿では、日米証券会社の最近の経営動向をレビューした上で、本邦証券会社・業界の課題と展望を考察している。

本邦証券会社の経営動向として、純営業収益の縮小傾向が続いていること、投信等の金融商品販売に力を入れ、預かり資産ビジネスを強化する動きを進めているが、11 年 8 月以降、株価下落や円高という環境悪化により純資産残高は減少していることなどを挙げている。

上記のように、本邦証券会社は厳しい経営環境にある中で様々の取組を推進し、例えば、大手証券会社は、国内外のビジネス環境の変化に応じた事業再構築を進める一方、海外では成長が見込まれるアジア市場への取組推進、国内ではリテールでのコンサルティング力強化、銀行部門との連携を通じた顧客基盤拡大に注力している。

続いて、米国証券会社の経営動向として、ホールセール中心の大手証券は 11 年に入って前期比減収減益の動きが見られること、リテール中心の対面系リテール証券及びオンライン証券は、11 年も純営業収益及び純損益は比較的堅調であることを挙げている。米国リテール証券会社の業績が 08 年の金融危機後も比較的安定している理由として、預かり資産残高ベースのストック収入のウエイトが高いこと、対面取引アドバイザーへの報酬をフロー収入と連動させることにより業績の振れ幅を小さくして

いることを挙げている。また、参考となる取組として、ネットリテラシーの高い 30 歳～40 歳代の投資家をターゲットとした対面／オンラインチャネルの組み合わせ戦略やグループ内銀行との連携等の取組を例示している。

最後に、本邦証券会社の課題と展望について触れ、企業の成長力を引き上げることによって日本市場の魅力を高めること、証券会社や業界全体として、提供商品・サービスの質向上を通じ証券市場に資金フローを取り込んでいくこと、証券業界全体では証券インフラの一層の向上が求められるとして、各社の創意工夫と業界団体・取引所や行政の英知を結集することが今まで以上に求められると結んでいる。